

## 令和7年度健康づくり教室等助成事業実施要項

### 1. 目的

労働安全衛生の観点から各所属所等で行われる組合員のための健康づくりに関する教室及び研修会（以下「教室等」という。）について、講師の紹介や経費の助成等の支援を行うことにより、組合員が抱える健康に関する不安や悩みの早期解決を図り、もって組合員の健康の保持増進に資することを目的とする。

### 2. 助成対象

公立学校共済組合員の所属する所属所等

#### ※所属所とは

- ・当該支部の所在する都道府県又はこれに包括される市区町村が設置する公立学校。
- ・当該支部の所在する都道府県の都道府県教育委員会事務局の課、出張所（これらに準ずるものも含む。）
- ・都道府県教育委員会の所管に属する教育機関（公立学校を除く。）
- ・一般地方独立行政法人（宮崎公立大学・宮崎県立看護大学）

#### ※所属所等とは

学校教育（学校保健、栄養指導等含む）及び学校経営の研究や職員の資質向上又は教職員の健康づくりを目的として組織された地区単位協議会や研究会。

### 3. 助成期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4. 助成内容

所属所等において助成期間内に開催される教室（生活習慣、運動指導、感染症予防、休養など、健康づくりやメンタルヘルスに関する啓発等を内容とするもの。オンライン開催の場合も含む）等について、「別紙1」のとおり経費の助成・九州中央病院の講師の派遣を行う。また年度内に2回以上実施する場合は1回毎に助成する。

### 5. 経費の助成の申請方法

所属所等は、様式1「健康づくり教室等助成事業助成金申請書」に必要事項を記入の上、公立学校共済組合福利厚生担当あてに実施予定日の1か月前までに提出する。

その際、①実施計画書・②講師旅費内訳書もしくは旅費内訳書兼請求書・③送金先口座の通帳の写しを併せて添付すること。

### 6. 助成の決定

支部長は、申請書を審査の上、助成する所属所等を決定し、様式3「健康づくり教室等助成事業助成金決定通知書」により、該当所属所長(代表者)へ通知する。

### 7. 九州中央病院の講師派遣の申請方法

所属所等は、様式2「健康づくり教室等助成事業講師派遣申請書」に必要事項を記入の上、公立学校共済組合福利厚生担当あてに実施予定日の3か月前までに提出する。

その際、実施計画書を併せて添付すること。

### 8. 講師派遣の決定

支部長は、申請書を審査の上、九州中央病院講師を派遣する所属所等を決定し、様式4「健康づくり教室等助成事業講師派遣決定通知書」により、該当所属所長(代表者)へ通知する。

## 9. 申請内容の変更

所属所等は、申請内容に変更等があった際は、様式5「健康づくり教室等助成事業変更（中止）届」に必要事項を記入の上、公立学校共済組合福利厚生担当あてに提出する。

## 10. 報告書の提出

助成対象となった所属所長（代表者）は、教室等終了後、様式6「健康づくり教室等助成事業報告書」により速やかに報告を行う。その際、校長宛領収書の原本を添付すること。

### 【事務手続きの流れ】

